

魚津市
子ども・子育て支援事業計画
【骨子案 第4章部分抜粋】

平成 26 年7月

魚津市

【目次】

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の法的根拠と位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 策定体制

第2章 魚津市の子ども・子育てを取り巻く現状

- 1 統計による魚津市の状況
 - (1) 人口・世帯の状況
 - (2) 婚姻の状況
 - (3) 児童数・出生の状況
 - (4) 女性の就労の状況
 - (5) 保育所、幼稚園の状況
- 2 意識調査結果の概要
- 3 魚津市次世代育成支援行動計画（後期）の評価
- 4 現状・課題のまとめと今後の方向性

第3章 計画の基本理念と施策の体系

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本方針・施策目標
- 3 施策体系

第4章 教育・保育の量の見込みと確保の内容	1
1 子ども・子育て支援新制度について	1
(1) 保育の必要性の認定	1
(2) 新たな給付の創設	2
2 教育・保育提供区域の設定	3
3 教育・保育の量の見込みと確保の内容	4
(1) 保育事業の量の見込みと確保の内容	4
(2) 教育事業の量の見込みと確保の内容	5
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	6
(1) 延長保育事業の量の見込みと確保の内容	6

⋮

第5章 子ども・子育て施策の展開

第6章 幼稚園・保育園の適性配置

第7章 推進体制

参考資料

第4章 教育・保育の量の見込みと確保の内容

1 子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

子ども・子育て支援新制度のポイントは以下の通りです。

(1) 保育の必要性の認定

① 保育の必要性の認定基準の検討と、認定基準にあわせた認定

子ども・子育て新制度の下では、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなりました。

■ 認定区分と提供施設

認定区分	年齢	保育の必要性	利用可能施設			
			幼稚園	保育所	認定こども園	地域型保育
1号	3歳以上	無	○		○	
2号	3歳以上	有				
		二教育の 有	○	△	○	
		無		○	○	
3号	3歳未満	有		○	○	○

(2) 新たな給付の創設

① 「施設型給付」「地域型保育給付」の創設

新制度の下では、都道府県が認可する認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」、市町村が認可する小規模保育等への給付である「地域型保育給付」の創設により、地域の子育て支援の充実が図られることとなります。

施設型給付の種類

1) 保育園(所)・幼稚園

保育園(所)は、児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設(児童福祉法第39条)です。

幼稚園は、学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設(学校教育法第22条)です。「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的」としています。

2) 認定こども園

幼稚園・保育園(所)などのうち、①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備える施設について、都道府県から認定こども園としての認定を受けることができる仕組みを設けるもの(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項)です。

地域型保育事業の種類

1) 小規模保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。

2) 家庭的保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅等の場所で、家庭的保育者に保育を行う事業。

3) 居宅訪問型保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業。

4) 事業所内保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

魚津市においては、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を次の通り定めます。

■教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業区分		提供区域	考え方
教育・保育	1号認定(3～5歳:教育)	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
	2号認定(3～5歳:保育)	市内全域	
	3号認定(0～2歳:保育)	市内全域	
地域子ども・子育て支援事業	延長保育事業	市内全域	教育・保育施設での利用が想定されるため、教育・保育提供区域とします。
	地域子育て支援拠点事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
	放課後児童健全育成事業	市内 12 区域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、小学校区を基準とし、12 区域（小学校の統廃合後※は 4 区域）を設定します。
	子育て短期支援事業	—	市内では実施がなく、広域での確保となるため、区域の設定はしません。
	一時預かり事業	市内全域	教育・保育施設での利用が想定されるため、教育・保育提供区域とします。
	病児・病後児保育事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
	ファミリー・サポート・センター事業	市内全域	
	妊婦健康診査事業	市内全域	
	養育支援訪問事業	市内全域	
	利用者支援事業	市内全域	

3 教育・保育の量の見込みと確保の内容

(1) 保育事業の量の見込みと確保の内容

① 保育事業の量の見込み

		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		2 号		3 号	2 号		3 号	2 号		3 号
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込 (必要利用定員総数)										
②確保の内容	保育所									
	地域型 保育事業									
②-①										

		平成 30 年度			平成 31 年度		
		2 号		3 号	2 号		3 号
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込 (必要利用定員総数)							
②確保の内容	保育所						
	地域型 保育事業						
②-①							

② 提供体制、確保策の考え方

- ・ 保育事業の定員数については、平成 26 年度現在、〇名の提供体制があります。
- ・ 平成 27 年度から平成 31 年度にかけては、児童人口の減少とともに見込み量も減少傾向にあるため、特にニーズの高い地域の 3 号（0 歳児）の提供体制の確保に配慮しつつ、現行の体制で柔軟に子どもを受け入れるための体制づくりに努めます。
- ・ 地域型保育事業（小規模保育事業等）については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討していきます。

③ 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- ・ 幼保一体型施設については、地域の実情や施設の状況、教育・保育提供区域を踏まえ、地域の理解を十分得たうえ、可能な地域から順次整備を検討するなど、保護者・子どもの幼児教育・保育施設への入園に対する選択肢の幅の拡大に努めます。
- ・ 新たなカリキュラム等の策定や幼稚園・保育園間の人事異動・交流の推進を図り、教育・保育の一体的な提供の推進を図ります。

(2) 教育事業の量の見込みと確保の内容

① 教育事業の量の見込み

		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		1号 3-5歳	2号 3-5歳	合計	1号 3-5歳	2号 3-5歳	合計	1号 3-5歳	2号 3-5歳	合計
①量の見込 (必要利用定員総数)										
②確保の内容	幼稚園									
②-①										

		平成 30 年度			平成 31 年度		
		1号 3-5歳	2号 3-5歳	合計	1号 3-5歳	2号 3-5歳	合計
①量の見込 (必要利用定員総数)							
②確保の内容	幼稚園						
②-①							

② 提供体制、確保策の考え方

- ・教育事業の定員数については、平成 26 年度現在、〇名の提供体制があります。
- ・平成 27 年度から平成 31 年度にかけては、児童人口の減少とともに見込み量も減少傾向にあるため、特にニーズの高い地域の 3 号（0 歳児）の提供体制の確保に配慮しつつ、現行の体制で柔軟に子どもを受け入れるための体制づくりに努めます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(1) 延長保育事業の量の見込みと確保の内容

① 延長保育事業の量の見込み

単位(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み					
②確保の内容					
②-①					

② 提供体制と確保の考え方

.....



以下、この形式に沿って事業ごとに掲載。